

第58期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

令和6年12月20日（金曜日）
午前10時

開催場所

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

●株主の皆様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布はいたしません。

社是 「自利利他」（自利トハ利他ヲイフ）



経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、

1. お客様の事業の成功条件を探求し、
2. これを強化するシステムを開発し、
3. その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

株 主 各 位

証券コード 9746

令和6年11月29日

(電子提供措置の開始日) 令和6年11月27日

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

株式会社 **TKC**

代表取締役社長 飯塚 真規

第58期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日のご出席に代えて、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、令和6年12月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会当日の様子をご視聴いただけるようライブ配信いたします。詳細は、後記のご案内をご参照ください。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、下記のインターネット上の当社ウェブサイト「第58期定時株主総会招集ご通知」及び「第58期 定時株主総会招集ご通知 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しております。ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tkc.jp/ir/calling/>



電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（以下「東証」）のウェブサイトにも掲載しております。以下より東証上場会社情報サービスにアクセスしていただき、銘柄名（TKC）又は証券コード（9746）を入力・検索して「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬具

記

1. 日 時 令和6年12月20日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館 6階会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- (報告事項)
1. 第58期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
 2. 第58期（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

【招集にあたっての決定事項】

- ・ 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- ・ インターネット等による方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・ 議決権行使書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社及び東証のウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

【その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について】

- ・ 次に掲げる事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。
事業報告「6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要」
「7. 業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要」
「8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項」
「9. 剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項」
- ・ したがって、お送りする書面に記載の事業報告は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

ご案内

1. 議決権行使について

【株主総会ご出席による議決権行使】

議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

＜株主総会開催日時＞ 令和6年12月20日（金曜日）午前10時

【書面（郵送）による議決権の行使】

議決権行使書用紙に、各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社の株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到着するようご返送ください。

＜議決権行使期限＞ 令和6年12月19日（木曜日）午後6時到着

【電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使】

電磁的方法にて当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスして行使いただけます。なお、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。

＜議決権行使期限＞ 令和6年12月19日（木曜日）午後6時まで

(1) パソコンの場合（ログインID・仮パスワードを入力する方法）

議決権行使サイトにアクセスし、議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力後、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンの場合（QRコード※を読み取る方法）

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、ログインID・仮パスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインいただけます。ログイン後は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9：00～21：00、通話料無料）

【議決権電子行使プラットフォームの利用について】

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

2. ライブ配信の実施について

本総会では、株主総会当日の会場の様子をご視聴いただけるよう、インターネットを活用した「ライブ配信」を実施します。ライブ視聴を希望される場合は、以下に示す「ライブ視聴のご注意」の内容をご確認のうえ、事前にお申込みください。事前のお申込みやご視聴方法等につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする「株主総会のライブ視聴の方法について」をご参照ください。

- (1)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、会社法上、株主総会にご出席の株主様が行うことができる質問や動議を行うことはできません。ご質問等は、当社ホームページのお問い合わせ窓口をご利用ください。なお、お問い合わせに対する回答方法等は当社にご一任ください。
- (2)株主総会のライブ視聴は、株主総会への出席とはならないため、書面（郵送）又はインターネット等により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

<ライブ視聴のご注意>

- ◎ ライブ視聴にはインターネットに接続できる環境が必要となります。
- ◎ ライブ視聴で使用するインターネット通信機器類の調達及び利用料等、一切の費用については株主様のご負担といたします。
- ◎ ライブ映像や音声が乱れ、あるいは一時遮断されるなどの通信障害が発生する可能性があります。
- ◎ ライブ画像の写真撮影・録音・録画行為及びSNSなどでの第三者への提供や公開・転載・複製、ログイン方法を第三者に伝えること等は固くお断りします。
- ◎ 視聴方法のお問い合わせにつきましては、株主の皆様にも等しくお応えすることが困難であることから対応できかねます。
- ◎ ライブ配信においては、質疑応答部分も含めて本総会の様子をすべて配信いたします。映像は、株主の皆様のお顔等が極力映らないよう、後方より撮影し、プライバシーに配慮いたしますが、やむを得ず株主様のお顔等が映りこむ場合がありますので、あらかじめご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社の配当方針は、株主の皆様のご期待にお応えするため、每期適正な利益を持続的に確保しながら、配当性向（単体）について50%とすることを目処とする基本方針としております。また、情報通信技術（ICT）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しており、第58期の中間配当は、取締役会決議により1株当たり45円といたしました。

第58期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

令和6年9月期の期末配当金は、令和6年11月13日に公表しました「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」のとおり1株当たり55円といたしたいと存じます。

当社普通株式1株につき55円

その内訳	普通配当	45円
	特別配当	10円
配当総額		2,879,306,100円
配当性向（単体）		46.7%
（連結）		46.3%

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年12月23日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

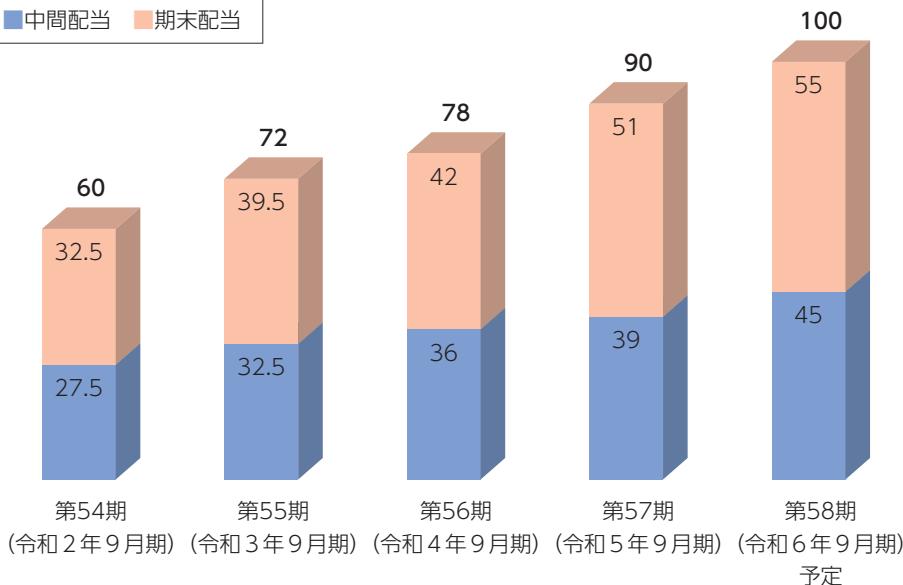
- (2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

<ご参考>

1株当たり配当金の推移

(単位：円)



(注) 当社は、令和3年4月1日付(第55期)で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記のグラフは、第54期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり配当金」を算定しております。

第2号議案 取締役8名選任の件

現任取締役9名（全員）は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了となります。

つきましては、経営構造改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、本定時株主総会終結の時をもちまして退任する中西清嗣氏、飯島純子氏、及び甲賀伸彦氏の3名を除く現任取締役6名に、新たに取締役候補者 渥美優子氏、加藤隆氏の2名を加えた計8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	性別	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	い い づ か ま さ の り 飯塚 真規	男性	代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長	13/13回
2	ひ た か さ と し 飛鷹 聡	男性	代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長	13/13回
3	か わ は し い く お 川橋 郁夫	男性	取締役 専務執行役員 株式会社スカイコム担当	13/13回
4	い と う よ し ひ さ 伊藤 義久	男性	取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長	12/13回
5	か わ も と た け し 河本 健志	男性	取締役 執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	13/13回
6	か と う け い い ち ろ う 加藤 恵一郎	男性	社外取締役	12/13回
7	あ つ み ゆ う こ 渥美 優子	女性	—	—
8	か と う た か し 加藤 隆	男性	—	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

いづか
飯塚

まさのり
真規

生年月日 昭和50年3月12日

所有する当社の株式数 186百株

再任



略歴、当社における地位及び担当

平成14年4月 当社入社
平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部担当兼
Gプロジェクト推進 本部長
平成24年10月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長
平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 企業情報システム営業本部長
平成26年4月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所事業部 営業本部長
平成28年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長 営業本部長
平成30年10月 当社代表取締役 専務執行役員 会計事務所事業部長
令和元年12月 当社代表取締役 社長執行役員 会計事務所事業部長 (現任)

重要な兼職の状況

T K Cカスタマーサポートサービス株式会社 代表取締役社長

在任年数

14年

取締役会出席状況

13 / 13回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外 (注) 7. ①

取締役候補者とした理由

飯塚真規氏は、取締役 執行役員として12年、取締役 常務執行役員として3年、代表取締役 専務執行役員として3年、代表取締役 社長執行役員として5年の経営経験を有しております。これまで、会計事務所事業部営業本部長、会計事務所事業部長をへて、代表取締役社長を務めており、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

ひ たか
飛 鷹

さとし
聡

生年月日 昭和46年1月19日

所有する当社の株式数 66百株

再任



略歴、当社における地位及び担当

平成15年4月 当社入社
平成22年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部営業企画本部 A S P サービス推進部長
平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 新規事業戦略本部担当
平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団体事業部 クラウド事業推進本部長
平成30年12月 当社取締役 常務執行役員 地方公共団体事業部 営業本部長
令和2年12月 当社代表取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長 (現任)

重要な兼職の状況

T K C保安サービス株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

飛鷹聡氏は、取締役 執行役員として11年、取締役 常務執行役員として2年、代表取締役 専務執行役員として4年の経営経験を有しております。これまで、地方公共団体事業部のクラウドサービス推進部長を経て、営業本部長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

在任年数

13年

取締役会出席状況

13 / 13回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外 (注) 7. ②

候補者番号 **3** かわはし いく お **川橋 郁夫**

生年月日 昭和30年2月26日
所有する当社の株式数 172百株

再任



在任年数
4年
取締役会出席状況
13 / 13回
当社との間の特別の利害関係
後記欄外(注)7.③

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年4月 当社入社
平成18年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部
平成20年1月 当社執行役員 内部統制統括センター長
平成25年12月 株式会社スカイコム 代表取締役副社長
平成26年12月 株式会社スカイコム 代表取締役社長(現任)
令和元年12月 当社専務執行役員
令和2年12月 当社取締役 専務執行役員 株式会社スカイコム担当(現任)

重要な兼職の状況

株式会社スカイコム 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

川橋郁夫氏は、執行役員16年、株式会社スカイコム代表取締役社長10年、取締役専務執行役員4年の経験を有しております。
これまで、地方公共団体事業部システム開発本部長、内部統制統括センター長、当社子会社社長を務め、当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。また、当社子会社の経営を通じ、当社グループとしての持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **4** いとう よしひさ **伊藤 義久**

生年月日 昭和42年4月2日
所有する当社の株式数 74百株

再任



在任年数
2年
取締役会出席状況
12 / 13回
当社との間の特別の利害関係
なし

略歴、当社における地位及び担当

平成2年4月 当社入社
平成19年12月 当社執行役員 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長
平成22年10月 当社執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長
平成25年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画本部長
平成26年4月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部 営業企画部長
平成28年12月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長
平成30年1月 当社執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長
令和元年12月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 ユーザ・インターフェイス設計本部長
令和2年10月 当社常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 税務情報システム設計センター長
令和4年12月 当社取締役常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長(現任)

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

伊藤義久氏は、執行役員15年、取締役執行役員3年、常務執行役員3年、取締役常務執行役員2年の経験を有しております。これまで、会計事務所事業部システム開発職を務め、当社の製品及びサービスの開発に精通しており、今後の法律制定と改正、IT技術の進歩、社会制度の変化、顧客の価値観の変化を迅速かつ正確に捉え、イノベーションを創発することによって、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号 **5** かわもと **河本** たけし **健志** 生年月日 昭和44年8月23日
所有する当社の株式数 27百株

再任



略歴、当社における地位及び担当

平成 6年 4月 当社入社
平成30年 4月 当社地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長
令和 元年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 技術基盤開発センター長
令和 2年12月 当社執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長
令和 3年12月 当社地方公共団体事業部 システム開発本部長
令和 4年12月 当社取締役執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

河本健志氏は、取締役執行役員 2年の経験を有しております。
これまで地方公共団体事業部システム開発本部の長を務め、当社の製品及びサービスの開発に精通しており、今後の地方公共団体システム標準化への対応をはじめとする製品開発において、イノベーションを創発することによって、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

在任年数
2年

取締役会出席状況
13 / 13 回

当社との間の特別の利害関係
なし

候補者番号 **6** かとう **加藤** けい **恵一郎** 生年月日 昭和32年7月30日
所有する当社の株式数 116百株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

昭和60年 8月 公認会計士登録
昭和62年 2月 税理士登録
昭和62年 2月 同開業
平成15年 1月 税理士法人加藤会計事務所 代表社員（現任）
令和 4年12月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

税理士法人加藤会計事務所 代表社員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤恵一郎氏は、公認会計士及び税理士として税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

T K C 全国会の事業目的の実現に向けた運動について、T K C 全国会の副会長としての経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地の助言や提言を受けてきました。

当社の持続的成長と中期的な企業価値の向上への貢献が期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、引き続き独立社外取締役として選任をお願いするものです。

在任年数
2年

取締役会出席状況
12 / 13 回

当社との間の特別の利害関係
後記欄外（注）7. ④

候補者番号

7 あつみ ゆうこ
渥美 優子

生年月日 昭和46年6月25日

所有する当社の株式数 一百株

新任

社外

独立



略歴、当社における地位及び担当

平成6年4月 UBS証券株式会社入社
平成10年11月 現コムルツ銀行入社
平成20年12月 弁護士登録
平成20年12月 ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）入所
平成25年3月 早稲田リーガルcommons法律事務所 創設
平成30年11月 コンプライアンス・パートナーズ株式会社 社外取締役（現任）
令和2年12月 ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 社外監査役（現任）
令和3年3月 Top Notch Consulting 株式会社 取締役（現任）
令和4年1月 Kollektパートナーズ法律事務所 パートナー弁護士（現任）
令和5年11月 株式会社エスポリア 社外取締役（現任）
令和6年6月 株式会社 Synspective 社外取締役（現任）

在任年数

一年

取締役会出席状況

一 / 一回

（現姓：菊地）

当社との間の特別の利害関係

後記欄外（注）7. ⑤

重要な兼職の状況

Kollekt/パートナーズ法律事務所 パートナー弁護士
株式会社 Synspective 社外取締役
株式会社エスポリア 社外取締役
ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社 社外監査役
コンプライアンス・パートナーズ株式会社 社外取締役
Top Notch Consulting株式会社 取締役
※兼職はいずれも非上場会社

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

渥美優子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な実務経験に加え、特にリーガルテックに関する高い見識を有しております。

加えて、他社における社外取締役の経験をとおして培われた知見により、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への有益な提言を期待できること、また取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、独立社外取締役として選任をお願いするものです。



在任年数
 一年

取締役会出席状況
 一 / 一回

当社との間の特別の利害関係
 なし

略歴、当社における地位及び担当

平成25年 7月 東京都主税局 税制部長
 平成28年 7月 東京都主税局 総務部長
 平成29年 8月 東京トラフィック開発株式会社 代表取締役社長（東京都交通局理事）
 平成30年 4月 一般社団法人 地方税電子化協議会 理事長（東京都主税局理事）
 平成31年 4月 地方税共同機構 理事長
 令和 5年 6月 公益財団法人 東京税務協会 理事長（現任）

重要な兼職の状況

公益財団法人 東京税務協会 理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

加藤隆氏は、地方税に関する専門知識と豊富な経験に加え、大学院（平成3年卒）では人工知能を研究、情報処理技術者上級の資格を有しております。
 また、地方税共同機構の理事長として地方公共団体やシステム関係者との情報共有と調整に努め、地方税共通納税システム・お支払いサイトの実現、地方税法に規定する全ての申請・届出手続きの電子化方針の策定とそれに伴うeLTAXシステム開発等、地方税の電子化推進に携わった実績と地方行政システム等に関する高い見識を有しております。
 当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への有益な提言を期待できること、また、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、独立社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、取締役候補者の指名について、取締役会からの諮問に応じて指名・報酬諮問委員会が審議し、その結果を取締役に答申する手続きを経て、取締役会において取締役候補者として定時株主総会の議案としております。
2. 社外取締役候補者の指名については、当社を取り巻く経営環境及び取締役会を構成する取締役・監査役の専門性並びに多様性を考慮のうえ実行しております。
3. 加藤恵一郎氏は、社外取締役候補者であり、当社の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもって2年であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行っております。
4. 渥美優子氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。なお、渥美優子氏は、婚姻により菊地姓となりましたが、旧姓の渥美で業務を執行しております。
5. 加藤隆氏は、社外取締役候補者であります。同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。

6. 当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第1項の定めに基づいて社外取締役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しております。

加藤恵一郎氏の選任が承認された場合には、あらためて契約を締結する予定であります。また、渥美優子氏、加藤隆氏の選任が承認された場合には、新たに契約を締結する予定であります。

7. 「当社との間の特別の利害関係」欄の注記は次のとおりです。
- ① T K Cカスタマーサポートサービス株式会社を代表して当社と取引を行っています。
 - ② T K C保安サービス株式会社を代表して当社と取引を行っています。
 - ③ 株式会社スカイコムを代表して当社と取引を行っています。
 - ④ 税理士法人加藤会計事務所を代表して当社と取引を行っています。
 - ⑤ Kollectパートナーズ法律事務所パートナー弁護士として当社と取引を行っています。
8. 上記を除き、取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役のうち宮下恒夫氏、浜村智安氏は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了により退任いたします。つきましては、新たに監査役候補者 岩井康治氏、原田伸宏氏の2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名	性別	現在の当社における地位	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
1	いわい こうじ 岩井 康治	男性	システム開発研究所 システム企画本部 DX推進担当リダ ^g	—	—
2	はらだ のぶひろ 原田 伸宏	男性	—	—	—

新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 1 いわい こうじ 岩井 康治 生年月日 昭和42年8月30日
所有する当社の株式数 一百株

新任



略歴、地位

平成3年4月 当社入社
平成21年1月 当社システム開発研究所 システム開発本部長 兼 .NETインジニアリングセンター長
平成24年10月 当社経営管理本部 副本部長
平成28年10月 当社営業本部 企業情報第三営業部長
平成30年12月 当社執行役員 経理本部長 兼 社内システム推進課長
令和3年1月 社長室 DX開発センター長
令和4年12月 当社システム開発研究所 システム企画本部 DX推進担当リダ^g (現任)

重要な兼職の状況

—

監査役候補者とした理由

当社との間の特別の利害関係なし

岩井康治氏は、執行役員として約6年の経験を有しております。これまで、システム開発研究所、社長室、経営管理本部など、多くの部門での勤務経験を通じて当社事業に精通し、当社の経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有しております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、監査役として選任をお願いするものです。

候補者

2 はらだ のぶひろ
原田 伸宏

生年月日 昭和35年7月30日
所有する当社の株式数 52百株

新任

社外

独立



当社との間の特別の利害関係
後記欄外(注)4

略歴、地位

昭和58年4月 三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社) 入社
平成4年3月 青山監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人) 入所
平成7年8月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所
平成9年1月 原田公認会計士・税理士事務所 所長(現任)
平成14年1月 有限会社ビジネスブレイン原田会計 代表取締役(現任)
令和5年2月 株式会社ビジネスサポート原田会計 代表取締役(現任)

重要な兼職の状況

原田公認会計士・税理士事務所 所長
有限会社ビジネスブレイン原田会計 代表取締役
株式会社ビジネスサポート原田会計 代表取締役

社外監査役候補者とした理由

原田伸宏氏は、公認会計士及び税理士として税務及び会計に関する深い知見を有しています。また、公認会計士・税理士・会計参与として多くの企業の経営支援に携わり、地域経済の発展にも貢献されてきました。

これらの経験と深い見識に基づき、独立した立場から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を期待できます。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものです。

- (注)1. 当社は、取締役会が監査役候補者とした者を、監査役会の同意を得たうえで定時株主総会の議案としております。
2. 当社は、当社定款に基づいて社外監査役との間で、会社法第427条第1項の定めに基づいて社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することとしております。原田伸宏氏の選任が承認された場合には、当社は同様の内容の契約を締結する予定であります。
3. 原田伸宏氏は、社外監査役候補者であります。当社は同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定する予定であります。
4. 有限会社ビジネスブレイン原田会計および株式会社ビジネスサポート原田会計を代表して当社と取引を行っています。

以上

<ご参考>

本定時株主総会で第2号及び第3号議案が承認された後の経営体制（予定）

氏名	当社における地位	特に期待する専門性・経験				
		企業経営 事業戦略	イノベーション 技術	マーケティング 営業	財務 会計 税務	法務 CG リスク管理
飯塚 真規	代表取締役	○	○	○		○
飛鷹 聡	代表取締役	○		○		○
川橋 郁夫	取締役	○	○	○		
伊藤 義久	取締役		○		○	
河本 健志	取締役		○			
加藤 恵一郎	社外取締役	○			○	○
渥美 優子	社外取締役		○			○
加藤 隆	社外取締役	○	○			
五十嵐 康生	常勤監査役				○	○
岩井 康治	常勤監査役					○
妙中 茂樹	社外監査役	○			○	○
原田 伸宏	社外監査役	○			○	○

事業報告

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過およびその成果

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国8都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

当連結会計年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日（以下、当期））におけるわが国経済は、原材料やエネルギー価格の高騰の影響はあったものの、株価の上昇や消費拡大によって活発化し、緩やかながらも景気回復の動きが続きました。

一方で、当社グループの顧客においては、度重なる法律制度の改正により、その実務対応が何度

も必要となりました。当社グループはその都度、法律・制度の改正に迅速に対応したシステムと研修サービスを提供し、顧客ならびに地域社会に貢献すべく事業を展開しました。

会計事務所事業部門では、消費税インボイス制度下で初めてとなる決算・申告、改正電子帳簿保存法に基づく電子取引の保存義務化への対応、そして本年6月からはじめた定額減税制度への対応など、顧客である税理士および公認会計士（以下、TKC会員）を支援しました。

地方公共団体事業部門では、令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に従い、標準仕様書への適合期限（令和8年3月末）までに、円滑にシステムを移行できるようシステム開発および移行支援に取り組んでおります。

これらの活動の結果、当期における株式会社TKCとその連結子会社等6社を含む連結グループの経営成績は、売上高が75,219百万円（前期比4.6%増）、営業利益は15,505百万円（同8.1%増）、経常利益は16,035百万円（同8.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,274百万円（同4.1%増）となりました。なお、営業利益や経常利益が前期と比較して8%を超えて増加しているにもかかわらず、親会社株主に帰属する当期純利益が4.1%の増加にとどまった理由は、前期において非連結子会社（TKC金融保証株式会社）の吸収合併に伴う「抱合せ株式消滅差益」（特別利益）として365百万円を計上したことによります。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は50,467百万円（前期比3.5%増）、営業利益は11,289百万円（同1.4%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比4.6%増となりました。これは、関与先企業において経理事務のDX（Digital Transformation）が進行する中で、「FXクラウドシリーズ」の導入が進んでいること、および会計事務所向けの「税理士事務所オフィス・マネジメントシステム（OMSクラウド）」と自宅や外出先からリモートで業務を遂行できる「OMSコネクト」の採用が進み、クラウドサービスの利用量が増加したことによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比4.0%増となりました。これは、消費税インボイス制度や改正電子帳簿保存法、さらに、定額減税制度にいち早く対応した「FXクラウドシリーズ」を新規に利用開始する関与先企業が増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比2.6%増となりました。これは中堅企業向けの財務会計システム「FX4クラウド」の新規受注に伴う立ち上げ支援サービスの実施件数が増加したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比6.6%増となりました。これは、中小企業庁の「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」において、ハードウェアの購入費用も補助の対象となっているため、ハードウェアの受注が堅調だったこと、およびIT機器の販売

単価が上昇していることなどによります。

- ⑤ サプライ用品売上高は、前期比3.1%減となりました。これはデジタル複合機をはじめとする事務機器などの収益認識基準における代理人取引が増加した一方で、デジタル化の進展による会計用品販売等が減少したことによります。
- ⑥ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いコンピューター・サービス売上高やソフトウェア売上高が順調に伸びていることによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は21,754百万円（前期比6.9%増）、営業利益は4,110百万円（同34.4%増）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比0.2%減となりました。これは、前期に受託した新型コロナワクチン追加接種に係る接種券の印刷業務が当期はなかったことによります。一方、地方税共通納税システムの対象税目拡大や新規顧客のシステム本稼働に伴うサービス利用料は、順調に増加しています。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比28.8%増となりました。これは、標準準拠システムへの移行に伴うシステム改修業務をはじめ、低所得世帯への給付金制度や子育て世帯の経済負担軽減策、定額減税、児童手当制度改正、マイナンバーカードにおける氏名のローマ字表記対応など各種法改正に伴う一時的なシステム改修業務が大幅に増加したことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比34.4%減となりました。これは、前期に受託した住民基本台帳法の一部改正により開始された「転出・転入手続きのワンストップ化」や地方税共通納税システムの対象税目拡大などの導入支援業務が当期はなかったことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比6.1%増となりました。これは、当期においてハードウェアやネットワーク機器の更改を迎える顧客団体が増加したことによります。
- ⑤ なお、営業利益が前期と比較して増加したのは、利益率の高いシステム改修業務の大幅な増加によります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社TLP）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は2,997百万円（前期比6.7%増）、営業利益は101百万円（同21.0%減）となりました。売上高の主な内訳は以下のとおりです。

- ① データ・プリント・サービス（以下、DPS）関連商品の売上高は、前期比10.3%増となりました。これは、一般企業からのダイレクトメールや健康保険の資格情報などの通知物の製造・発送業務の受注が増加したことによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.0%増となりました。これは、顧客企業におけるデジタル化の進行により伝票印刷業務の受注が減少傾向ではあるものの、ノーカーボン紙

を利用した複写式手書き伝票の需要が根強く残っていることによります。

- ③ 商業美術印刷（カタログ、書籍等）関連の売上高は、前期比27.2%減となりました。これは、前期において受注した消費税インボイス制度を解説する書籍や顧客企業の周年記念事業における印刷業務が当期はなかったことによります。
- ④ なお、営業利益が前期と比較し減少したのは、個人情報を取り扱う印刷事業部門において、サイバー攻撃の脅威が増大することに備え、セキュリティ体制を刷新するための費用負担が増加したことによります。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) T K C のペポルアクセスポイントのユーザー数が5,600件を突破

デジタル庁よりPeppol（ペポル）サービスプロバイダーの認定を受けている当社のペポルアクセスポイントのユーザー数が令和6年9月末日現在、5,600件を突破しました。ペポルインボイスのユーザー数、送受信実績ともに順調に増加しています。

(2) 「デジタル・インボイスからの詳細な仕訳生成」の特許を取得

令和6年6月26日、当社は「デジタル・インボイスからの詳細な仕訳生成」に関する特許を取得しました（特許第7511098号）。本特許技術は、部門別業績管理などの目的に沿って、受け取ったデジタル・インボイスの明細単位で仕訳を生成できるものです。本特許技術に関して、その実施権を一定の条件下で無償開放し、デジタル・インボイスの普及と活用に貢献します。

(3) O B M の「ビジネスマッチング契約」を締結する金融機関が21行に拡大

「海外ビジネスモニター（OBMonitor、以下「OBM」）」についてのビジネスマッチング契約を締結する金融機関が21行に拡大しました。OBMは、海外に進出している日系企業(海外子会社)の財務状況を日本の親会社が「見える化」できるクラウドサービスです。

当社はOBMの提供を通じて中堅・中小企業の海外展開を支援しています。令和6年9月末日現在、累計1,630社(世界38カ国)に利用いただいています。

(4) T K C カスタマーサポートサービス株式会社（T C S S）がHDI「三つ星」を3年連続で獲得

当社が100%出資するコールセンターサービス専門子会社のT C S Sは、その電話応対についてHDI-Japanによる格付けベンチマーク「クオリティ格付け」の最高評価の「三つ星」を令和5年10月18日に獲得しました。これにより、T C S Sは3年連続で最高評価を獲得しました。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先企業である中小企業の持続的な発展を支援す

るため、TKC全国会と密接に連携し、製品やサービスの開発・提供に取り組んでいます。

また上場会社などの大企業や法律事務所、大学・法科大学院等にも各種クラウドサービスを提供しています。

(1) 「黒字決算と適正申告」の実現に向けた活動

①TKC方式の自計化の推進（「FXシリーズ」の推進）

中小企業は、コロナ禍において実行された実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済開始、インフレや円安などにより、厳しい経営環境に置かれています。そのため当社は、企業向け財務会計システム「FXシリーズ」に搭載している「経営戦略レベル」の機能（365日変動損益計算書、予算登録、部門別管理、資金繰り実績表、得意先順位月報、当期決算の先行き管理）の活用を通して経営者が戦略的な意思決定を迅速に実施できるよう支援しました。また、経営者がこれらの機能を有効に活用するには、適時・正確な会計取引の入力と月次決算体制の構築が必要となります。そのため、インターネットバンキングから取引明細を受信して仕訳に変換する「銀行信販データ受信機能」や、給与計算システム「PXシリーズ」との給与仕訳の連携機能など「日常業務レベル」の機能の活用も支援しています。特に、定額減税制度対応ではシステム対応はもとより、研修・マニュアルも迅速に提供し、17万社以上の関与先企業の給与計算事務を支援しました。

FXシリーズは消費税インボイス制度に完全対応しており、適正な消費税申告が可能です。特に、1)経過措置や特例の適用可否を自動チェックする機能を搭載、2)免税事業者との取引に関する経過措置により消費税額とみなされる額の自動転記が可能、3)青色申告決算書、消費税申告書、勘定科目内訳明細書への適格請求書発行事業者番号の自動転記が可能——の3点により、会計帳簿から消費税申告まで一気通貫で業務を完遂でき、会計事務所業務の生産性の向上と適正申告につながると高く評価されています。

こうした評価の結果、令和6年9月末日現在でFXシリーズの利用企業数は32万5,000社となりました。当社は「FXシリーズ」の導入を通じて中小企業の月次決算体制を構築し、「黒字決算と適正申告」の実現を支援していきます。

②適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成支援

当社が提供する財務会計システムの最大の特長は、TKC会員事務所が関与先企業に毎月実施する巡回監査と月次決算を前提とし、巡回監査実施後の取引データにおいて、遡及的な訂正・加除処理を禁止しているところにあります。この特長を生かし、金融機関などが客観的に会計帳簿の信頼性を判断する資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全

での業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを当社が第三者として証明しています。コンプライアンス違反倒産が増加している昨今、「記帳適時性証明書」は「帳簿の証拠力」を証明できる資料であり、その重要性は今後ますます増していくと考えています。

③「TKCモニタリング情報サービス」の推進

「TKCモニタリング情報サービス」は、関与先企業の経営者からの依頼にもとづいて、TKC会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。

当社は「TKCモニタリング情報サービス」で送付される以下の3帳表により、中小企業の決算書の信頼性が確認できることを、金融機関に訴求しています。

a) TKC会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

b) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性を株式会社TKCが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

c) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、「TKCモニタリング情報サービス」は令和6年9月末日現在、493金融機関に採用されており、その利用件数は34万件を突破しました。

「TKCモニタリング情報サービス」は、経営者保証ガイドラインで示された3つの要件（法人と個人の間を区分・分離、財務基盤の強化、財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示による経営の透明性の確保）を確認できるツールとして、中小企業の経営支援に取り組む金融機関や信用保証協会から高く評価されています。

④TKC全国会との連携による優良企業の育成

会計事務所事業部門は、TKC会員1万1,400名（令和6年9月末日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で「黒字決算と適正申告」の実現に向けて事業を展開しています。

TKC全国会は、令和4年より向こう3年間の運動方針を以下のとおり掲げています。

「未来に挑戦するTKC会計人——巡回監査を断行し、企業の黒字決算と適正申告を支援しよう」

1) 優良な電子帳簿を圧倒的に拡大する - 「TKC方式の自計化」の推進

2) 租税正義の守護者となる - 「TKC方式の書面添付」の推進

3) 黒字化を支援し、優良企業を育成する - 「巡回監査」と「経営助言」の推進

当社は、TKC全国会の運動とその目標達成を支援するために、TKC方式の自計化推進を軸とした営業活動を展開しています。

なお、TKC全国会は、25万社超の決算書データを収録した「TKC経営指標（BAST）」を発行しており、以下の条件を充足した企業を「BAST優良企業」と定義しています。

- ・ TKC方式の自計化による月次決算の実施
- ・ 税理士法第33条の2第1項に基づく書面添付の実践

- ・中小会計要領（含む、企業会計基準および中小会計指針）への準拠
- ・限界利益額の2期連続増加
- ・自己資本比率が30%以上
- ・税引前当期純利益がプラス

当社は、TKC会員による優良企業の育成を支援しています。

⑤会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会は、令和4年から令和6年までの3年間で新規に入会する会員事務所を1,000件超とする目標を掲げて取り組んだ結果、本年9月末にこの目標を達成しました。これはTKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会と連携した取り組みを強化したこと、また新たにTKC全国会に入会した事務所にTKCシステムを有効に活用いただくためのサポート体制も強化した成果と捉えています。

(2) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンス向上と合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

①デジタル・インボイスへの対応

令和5年8月に当社はデジタルインボイス推進協議会（EIPA）の代表幹事法人に就任し、システムベンダーを中心とした約180の協議会加盟会社とともに、デジタル・インボイスの普及活動に取り組みました。令和6年7月には北陸税理士会主催の「税理士業務のデジタルフォーラム」にEIPAとして出展し、当社の「インボイス・マネジャー」によるデジタル・インボイス送受信のシステムデモを実施しました。さらに7月に開催された「カイシャのミライカレッジ2024Nagoya」（ポートメッセなごや）では、国税庁デジタル化・業務改革室とともにEIPAとしてデジタル・インボイスの講演を担当しました。

こうした活動の結果「インボイス・マネジャー」は令和6年9月末日現在、中堅・大企業約1,000社に導入されています。当社は今後もデジタル・インボイスの普及に取り組んでいきます。

②新リース会計基準対応に関する情報発信

令和6年9月13日に企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表され、上場企業には令和9年4月から強制適用されることになりました。

これにより原則全てのリースについて資産と負債を貸借対照表に計上することとなり、関連契約を洗い出して資産価値を評価する必要があることから、実務上大きな工数を要すると考えられています。当社は積極的に新リース会計基準対応に関する情報を発信しており、8月から9月に配信した「新リース会計基準における不動産賃貸借取引」セミナーは、上場企業をはじめ

とする経理担当者2,800名が視聴しました。当社は今後も新リース会計基準対応に関する有益な情報発信に努めます。

③大企業市場でのシェア拡大とT K C会員の関与先拡大支援

当社が提供する「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」の市場からの評価は高く、多くのグループ通算制度採用企業にご利用いただいています。令和6年9月末日現在で約2万900社あるといわれる資本金1億円超の企業の約40%において「法人電子申告システム（ASP1000R）」「グループ通算申告システム（e-TAXグループ通算）」をご利用いただいています。

また「T K C連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和6年9月末日現在で約5,670企業グループとなりました。現在、日本の上場企業における市場シェアは43%に達しており、日本の上場企業の売上高トップ100社のうち93社(93%)が当社のシステムを利用しています。

(3) 法律情報データベースの市場拡大

当社は、会計事務所をはじめ法曹界、アカデミック市場、企業法務部門などに広く法律情報サービスを提供しています。

①「T K Cローライブラリー」の収録数やコンテンツの拡充

当社は、業界最大の判例収録数（34万6,000件超）を誇る法律情報データベース「T K Cローライブラリー」を提供しています。判例情報（LEX/DB）を中心に、法令、文献情報、法律専門誌、法律専門書籍、および関連する付加情報を網羅するとともに、常時ライブラリーのコンテンツの拡充を図っています。こうした活動の結果、資料室や図書館などを利用した紙ベースのリサーチから、オンラインリサーチへの移行が進んでおり、順調に当社サービスの採用数が増加しています。

当期においては、T K C会員事務所をはじめ大学や法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部、海外の研究機関などでの利用が進み、令和6年9月末日現在で約2万7,000の諸機関で7万IDが利用されています。

②アカデミック市場への展開

多くの大学・法科大学院は、オンラインで教材利用やリサーチができる学習環境のDXを推進しています。当社が提供する「T K C法科大学院教育研究支援システム」は、いつでもどこでもオンラインで利用できること、他社をしのぐ多様なコンテンツを収録していること、さらにレポート提出・オンライン演習・テスト機能等を搭載し、授業と自学自習を支援する仕組みとなっていることが特長です。令和6年度の契約では160を超える大学で採用され、教員、学生からも高く評価されています。

また、司法試験受験を目指す法科大学院生や修了生、予備試験合格者に対し、T K C全国統一

模試の実施により、司法試験への対応も支援しています。令和6年TKC全国統一模試の受験者数は2,500名を超え、令和6年司法試験受験予定者約4,000名の6割超を占めています。同業他社の5倍を超える業界1位の実績を誇り、司法試験のスタンダード模試として広く認知されています。今後、法務省が令和8年から実施を予定しているCBT試験移行に向けコンピューターテスト環境整備などの対応を進め、さらなる受験者数の拡大を目指します。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。当社が地方公共団体に対して提供する「TKC行政クラウドサービス」は、令和6年9月末日現在で1,140団体を超える地方公共団体（都道府県、市区町村等）に採用されています。

(1) 地方公共団体情報システム標準化への対応

令和5年9月8日に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、地方公共団体は令和8年3月末までに、標準化基準に適合する基幹業務システムを利用することが義務付けられるとともに、同システムをガバメントクラウド環境で利用することが努力義務とされています。

当社が現在提供している基幹業務システム「TASKクラウドサービス」は、当社データセンターを運用拠点とした単一バージョンのパッケージシステムでありながら、複数団体による共同利用を前提に設計しています。サービス利用料金はサブスクリプション方式を採用しており、この利用料金の範囲内で年1回の定期バージョンアップを実施しています。さらに「TASKアウトソーシングサービス」の提供により、納税通知書や選挙入場券などの大量一括印刷処理を一体的に支援しています。こうした点が評価され、当社の「基幹系関連サービス」は令和6年9月末日現在で約170団体に採用されています。

当期においては、基幹業務システムの標準化を支援するため「標準準拠システム」の開発を進めるとともに、「標準準拠システム」および「ガバメントクラウド」への期限内移行の完遂に向けた顧客団体への各種支援活動を実施しています。

(2) 行政手続きのデジタル化・オンライン化支援

当社は、窓口業務のデジタル化「3ない窓口（行かない・待たない・書かない）」の実現を支援する「行政サービス・デジタル化支援ソリューション」を開発・提供しています。

当期においては「TASKクラウドスマート申請システム」「TASKクラウドかんたん窓口システム」の機能強化を行うとともに、今後のマイナンバーカードの利用拡大を見据えて「TASKクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」の全面リニューアルに取り組みました。

その結果、令和6年9月末日現在、「T A S Kクラウドスマート申請システム」は大阪市や横浜市など政令指定都市を含む60団体以上に、「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は120団体以上に、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付予約・管理システム」は180団体以上に採用されています。

(3) 地方税務手続きのデジタル化支援

当社は、地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）審査システムなどの標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各市区町村の税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を締結した約50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和6年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる約790団体に採用されています。

なお、国はe L T A X等を利用して地方税務手続きの「デジタル完結」を目指しており、当社はその実現に貢献すべく市区町村および関係機関を支援していきます。

(4) 内部事務のデジタル化支援

当社は、地方公会計一体型の財務会計システム「T A S Kクラウド公会計システム」およびその関連システムを開発・提供しています。

当期において、実施計画から予算編成、決算、行政評価まで“一気通貫”で支援する「持続可能な行政経営」を支援する各種機能および電子決裁システムの大幅な機能強化を行いました。その結果、「T A S Kクラウド公会計システム」は令和6年9月末日現在で約360団体に採用されています。現在、「T A S Kクラウド文書管理システム」の開発を進めており、「T A S Kクラウド公会計システム」と一体的にご利用いただくことで、内部事務のデジタル化および業務効率化が期待できます。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業を担う株式会社T L Pでは、当社会計事務所事業部門の統合情報センターで使用するT K Cコンピュータ用連続帳票やT K Cコンピュータ会計事務用品の製造、当社地方公共団体事業部門のアウトソーシングサービスにおける各種税帳票等の印刷・印字をはじめ、当社顧客に提供する印刷物を製造しています。また、一般企業および官公庁、市区町村等に対しては、D P Sやビジネスフォーム印刷および商業美術印刷を基軸に事業を展開しています。

D P S分野では、DMの作成および総務、経理、人事部門の通知関連業務の合理化を目的としたアウトソーシング（B P O）を提供しています。特に、Q Rコードの活用によりDMの効果を測定

するサービスなど、顧客利用価値の向上に取り組んでいます。

ビジネスフォーム印刷分野では、ペーパーレス化の進展により、ビジネス帳票・伝票類の使用量が減少傾向にあるものの、手書き帳票や特定帳票の需要は顕在であり、フォーム印刷の強みを生かした営業活動を展開しています。

商業美術印刷分野（カタログ、書籍等）では、顧客企業の周年行事における印刷物や、法律改正による専門書籍の改版など顧客企業が求める出版物をタイムリーに提供するなど支援をしています。またコロナ禍後、対面によるセミナーやイベント開催が増加しており、配付資料作成の需要も増えています。デザインの作成から印刷までを一貫して請け負うことにより付加価値を高め、新規取引先の拡大につなげています。

また、環境配慮を志向するお客さまが増えていることを背景に、F S C®認証紙の取り扱いは、前期比45.5%増となり順調に増加しています（令和4年10月3日付でF S C森林認証（C O C 認証・FSC-C182216）を取得）。クリアファイルに代わる環境配慮製品として、新たに紙製ファイルの製造・販売を開始しており、環境配慮を志向するお客さまのニーズに対応しています。

1-2. 対処すべき課題

当社グループの次年度業績の見通しは、売上高は80,000百万円を予想しており、営業利益は15,700百万円、経常利益は16,200百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11,400百万円を見込んでいます。

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門は、圧倒的なスピード感をもって顧客に有益な情報を提供するとともに、最新のクラウド技術の活用と法令に完全準拠したシステムの開発・提供によって、顧客の業務生産性と付加価値向上を支援します。また、T K C全国会との連携により「会計で会社を強くする」活動と「黒字決算と適正申告の実現」に取り組んでまいります。

次期における当部門の主要な商品・市場戦略は、以下のとおりです。

- (1) F Xクラウドシリーズの推進による「黒字決算と適正申告」の実現
- (2) 「ペポルインボイス」の普及・促進による経理業務の省力化と月次決算の早期化支援
- (3) 「T K Cモニタリング情報サービス」の普及促進による金融機関との連携強化
- (4) T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会との連携による会員導入活動の強化
- (5) 「T K C連結グループソリューション」の強化・拡充による大企業の税務・会計業務の合理化
- (6) 「T K Cローライブラリー」の利用拡大とアカデミック市場におけるD X推進
- (7) 顧客へ提供するシステムの「品質」向上とその「サポート」強化

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門は、令和8年3月末日までに、国が定める標準仕様に準拠する「標準準拠システム」への移行作業を対象となる全顧客団体において完遂する計画を策定しています。そのため、この間にシステム改修費や導入作業費などの一時的な売り上げが集中し、第59期～第60期の2年間は、システム標準化対応により業績が大幅に押し上げられる見通しです。

また、地方公共団体は、デジタル技術を徹底的に活用した業務改革による「効率的な行政運営」と「住民生活の利便性向上」が求められており、システム標準化移行後はこの流れがより一層加速するものと予想しています。当社では、こうした変化をチャンスとして捉え、最新技術を活用したイノベーションの創発を通じて新たな顧客価値の創造とサポート体制の充実を図り、システム標準化の移行完了後もさらなる成長につなげてまいります。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門においては、D P S 業務やB P O業務に経営資源を集中し、顧客の課題を解決するコミュニケーション実現に向けた新製品・サービスの開発に取り組みます。併せて製品・サービスのさらなる品質と付加価値の向上に努め、販路を拡大します。

また、地方公共団体情報システム標準化を事業拡大の機会と捉え、これに対応した生産設備の充実と生産体制の強化を図ります。

なお、令和4年10月3日付で取得したF S C森林認証（C o C認証）の制度を生かし、お客さまの「グローバルな諸課題の解決を目指すために掲げられた持続可能な開発目標（S D G s）」への対応を支援します（FSC-C182216）。

4. 全社の対処すべき課題

（1）「顧客への貢献」に向けたイノベーションの創発

当社の顧客である会計事務所や地方公共団体を取り巻く環境は、大きく変化しており、いずれもデジタル化の推進による生産性向上や業務効率化が欠かせません。当社は最新のI C Tを取り入れ、法令に完全準拠しながら、より付加価値の高いシステムを提供することにより、顧客の業務を支援します。そのため今後もシステム開発体制をより強化します。

（2）「安全・安心・便利」なデータセンターの運営

当社は会計事務所や中小企業、大企業、地方公共団体、金融機関、大学、法律事務所など80万件を超えるお客さまに対して、自前のデータセンターによるクラウドサービスを提供しています。50年以上にわたり培ったノウハウを結集し、当社の社員が24時間・365日、クラウドサービスの稼働状況を監視し、運用面でも万全の体制をとっています。今後も堅牢でセキュアなデータセンターの運営とB C P対策の実施、情報セキュリティの確保に努めることにより、お客様が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境を整備します。

(3) 持続的な成長と中長期における企業価値の向上を確かなものにする取り組み

当社は創業以来、会社にとって最大の財産は従業員と位置づけ人材育成や待遇面の向上、働きやすい職場環境の整備等に努めてきました。今後も持続的な成長を確かなものとするために、人的資本経営及び資本コストや株価を意識した経営に取り組み、企業価値をより高めてまいります。

1-3. 資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

1-4. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 令和3年9月期	第 56 期 令和4年9月期	第 57 期 令和5年9月期	第 58 期 令和6年9月期
売 上 高	66,221百万円	67,838百万円	71,915百万円	75,219百万円
経 常 利 益	12,673百万円	13,677百万円	14,772百万円	16,035百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,686百万円	9,317百万円	10,826百万円	11,274百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	164円93銭	177円62銭	206円54銭	216円21銭
総 資 産	103,406百万円	109,225百万円	116,356百万円	124,882百万円
純 資 産	83,416百万円	87,325百万円	95,308百万円	102,176百万円

(注) 1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2) 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 55 期 令和3年9月期	第 56 期 令和4年9月期	第 57 期 令和5年9月期	第 58 期 令和6年9月期
売 上 高	61,637百万円	63,570百万円	67,660百万円	70,990百万円
経 常 利 益	12,064百万円	13,290百万円	14,057百万円	15,752百万円
当 期 純 利 益	8,293百万円	9,076百万円	10,334百万円	11,171百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	157円46銭	173円04銭	197円15銭	214円23銭
総 資 産	95,264百万円	100,776百万円	107,401百万円	116,040百万円
純 資 産	80,491百万円	83,993百万円	91,288百万円	97,910百万円

(注) 1) 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2) 当社は、令和3年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第55期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

1-5. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	100%	データ・プリント・サービス、ビジネスフォーム企画・印刷・販売
T K C 保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・宮繕及び清掃業務
株式会社 スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
T K C カスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

③ 企業結合の成果

1. 当社の連結子会社は、上記の子会社の5社であります。
2. 当期の売上高は75,219百万円（前期比4.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は11,274百万円（前期比4.1%増）であります。

1-6. 主要な借入先及び借入額（令和6年9月30日現在）

該当事項はありません。

1-7. 主要な事業内容（令和6年9月30日現在）

事業内容	主要サービス・商品	売上高比率
情報処理サービス	1. TKC統合情報センターによるコンピューター・サービス ① 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス ② データストレージ・サービス ③ ダウンロード・サービス 2. TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピューター・サービス ① インターネット・サービス ② イントラネット・サービス ③ クラウド・コンピューティング・サービス ④ データベース・サービス ⑤ データストレージ・サービス ⑥ データバックアップ・サービス ⑦ データセキュリティー・サービス	37.8%
ソフトウェア及びコンサルティング・サービス	1. 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス 2. 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発・提供 3. TKC税務研究所における事例研究と情報提供サービス 4. データセキュリティー体制の構築支援のための保守サービス 5. ユーザーに対する総合的な教育研修サービス	46.7%
事務代行及び仲介サービス	1. 生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務 2. 損害保険代理業 3. 会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務	7.1%
オフィス機器販売	当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売	7.1%
サプライ販売	TKCコンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売	1.3%

1-8. 主要な営業所（令和6年9月30日現在）

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（8拠点）	北海道	北海道札幌市
	東北	宮城県仙台市
	栃木	栃木県宇都宮市
	東京	東京都練馬区
	中部	愛知県春日井市
	関西	大阪府茨木市
	中四国（注）	岡山県岡山市
	九州	福岡県古賀市
統括センター（7拠点）	北日本	宮城県仙台市
	関東信越	埼玉県さいたま市
	首都圏	東京都新宿区
	東海北陸	愛知県名古屋市
	近畿	大阪府大阪市
	中四国	岡山県岡山市
	九州	福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

（注）関西統合情報センターへ業務移管を完了し、令和6年10月をもって閉鎖いたしました。

1-9. 使用人の状況（令和6年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前期末	当期末	当期増減（△）
会計事務所事業	1,628名	1,626名	△2名
地方公共団体事業	648名	670名	22名
印刷事業	207名	213名	6名
全社（共通）	412名	413名	1名
合計	2,895名	2,922名	27名

- （注） 1. 使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。
2. 全社（共通）として記載した数は、管理部門に所属している使用人の数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,428名	19名増	40歳5か月	17年2か月

- （注） 使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和6年9月30日現在)

2-1. 発行可能株式総数 120,000,000株

2-2. 発行済株式の総数 53,166,466株

2-3. 株主数 9,941名

2-4. 上位11名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 飯 塚 毅 育 英 会	75,170百株	14.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	50,151百株	9.6%
大 同 生 命 保 険 株 式 会 社	47,964百株	9.2%
公 益 財 団 法 人 租 税 資 料 館	30,930百株	5.9%
T K C グ ル ー プ 社 員 持 株 会	29,886百株	5.7%
S T A T E S T R E E T B A N K A N D T R U S T C O M P A N Y 5 0 5 0 0 1	21,570百株	4.1%
飯 塚 真 玄	14,626百株	2.8%
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	13,328百株	2.5%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	12,880百株	2.5%
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	11,966百株	2.3%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	11,966百株	2.3%

(注) 1. 当社は、自己株式815,446株を保有しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式203,800株を含めておりません。

2-5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2-6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

3-1. 当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

3-2. 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3-3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 取締役及び監査役の状況 (令和6年9月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	いいづかまさのり 飯塚真規	社長執行役員 会計事務所事業部長	・TKCカスタマーサポート サービス株式会社代表取締役社長
代表取締役	ひたかざとし 飛鷹さとし聡	専務執行役員 地方公共団体事業部長	・TKC保安サービス株式会社 代表取締役社長
取締役	かわはしいくお夫 川橋郁夫	専務執行役員 株式会社スカイコム担当	・株式会社スカイコム 代表取締役社長
取締役	なかにしきよつぐ 中西清嗣	常務執行役員 経営管理本部長	
取締役	いとうよしひさ久 伊藤義久	常務執行役員 会計事務所事業部 システム開発研究所 システム企画本部長	
取締役	かわもとたけし志 河本健志	執行役員 地方公共団体事業部 システム開発本部長	
社外取締役	いいじまじゅんこ子 飯島純子		・東京虎ノ門法律事務所 パートナー弁護士
社外取締役	こうがのぶひこ彦 甲賀伸彦		・税理士法人トップマネジメント 代表社員
社外取締役	かとうけいいちろう 加藤恵一郎		・税理士法人加藤会計事務所 代表社員
常勤監査役	みやしたつねお夫 宮下恒夫		
常勤監査役	いがらしやすお生 五十嵐康生		・TKC保安サービス株式会社 監査役 ・TKCカスタマーサポート サービス株式会社監査役
社外監査役	はまむらともやす安 浜村智安		・税理士法人浜村会計代表社員
社外監査役	たえなかしげき樹 妙中茂樹		・税理士法人たえなか代表社員 ・妙中茂樹公認会計士事務所所長 ・株式会社デンキョーグループホール ディングス社外監査役

- (注) 1. 飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが旧姓の飯島で業務を執行しております。
 2. 監査役浜村智安氏は税理士、監査役妙中茂樹氏は公認会計士・税理士の資格を有しております、
 3. 当社は、取締役飯島純子氏、取締役甲賀伸彦氏及び取締役加藤恵一郎氏ならびに監査役浜村智安氏及び監査役妙中茂樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4-2. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

4-3. 辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

4-4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数
		金銭報酬	株式報酬 (BIP信託)	
取締役 (社外取締役を除く。)	212	197	15	6名
監査役 (社外監査役を除く。)	33	33	-	2名
社外取締役	28	28	-	3名
社外監査役	19	19	-	3名
合計	294	278	15	14名

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であり、取締役・監査役の合計は13名であります。上記の取締役・監査役の支給人員の合計14名と相違する理由は、令和5年12月15日開催の第57期定時株主総会終結の時をもちまして退任した社外監査役1名が含まれていることによります。

2. 取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬B I P信託）の限度額として、3事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、8名です。また、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

なお、令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（B I P信託）を継続することを決定しております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名（うち、社外監査役は2名）です。

4. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役6名に付与した株式報酬制度（役員報酬B I P信託）による報酬額が含まれております。なお、令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会決議により、取締役等の株式報酬を業績連動報酬とすることとしております。また、監査役については、監査役会からの申し出により、取締役会決議に基づき、ポイントは付与しておりません。

5. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当社の決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

(2) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、令和3年5月10日開催の取締役会において、当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 役員報酬の体系

役員報酬は、「金銭報酬」と「株式報酬（BIP信託）」で構成されます。

② 役員報酬の限度額

平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会の決議により年額の金銭報酬の限度額を定め、取締役の報酬等の額を「480百万円以内」、監査役の報酬等の額を「80百万円以内」としております。また、取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）については、この報酬限度枠とは別枠にて、株式報酬（BIP信託）として、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議により、3事業年度を対象に取締役及び執行役員に500百万円を上限としております。また、各事業年度において支給する報酬総額は、会社法第361条及び第387条に基づく株主総会決議による役員報酬限度額の範囲内とし、かつ前期に達成した全社限界利益額の1%以内としております。

なお、ここでいう役員報酬とは、取締役の金銭報酬及び株式報酬、監査役の金銭報酬、ならびに取締役ではない執行役員の執行役員手当のうち株式報酬部分をいいます。

（注）令和4年2月10日開催の取締役会において、信託期間を3年間延長し、株式報酬（BIP信託）を継続することを決定しております。

③ 役員報酬の決定に関する方針

1) 執行役員を兼務する取締役の報酬に関する方針

a) 執行役員を兼務する取締役報酬の増額改定は、次の2つを全て達成した時に行うことができるものとします。

- ・ T K C 単体決算における全社売上高、限界利益、経常利益の前年比の成長。
- ・ T K C 単体決算における自己資本比率83%以上の実現。

ただし、自己資本比率の計算からは投資有価証券のうち政策保有株式の評価差額の影響を除外するものとします。

さらに、関係会社を吸収合併する等の理由により、一時的に資産、負債及び純資産の額が大きく変動する場合は、その影響を除外するものとします。

また、全社売上高、限界利益、経常利益の前年比について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。

- b) 執行役員を兼務する取締役の報酬は、担当部門における限界利益の前期比を指標として業績達成状況を評価し、取締役会において決定します。また、限界利益について、会計基準の変更があった場合は、適用初年度に限りその影響を除外するものとします。
- c) 上記b)に加え、役員改選後の重任時に上記a)b)への貢献度によって在任年数に関する加算を検討できるものとします。
- d) なお、担当部門の業績が2期連続して目標未達の場合は、翌年の報酬額を減額します。また、重大な事故又は損失等を発生させた場合も、報酬額等を減額する場合があります。
- 2) 執行役員を兼務しない取締役の報酬に関する方針
- a) 執行役員を兼務しない取締役は、業績評価の対象外とします。
- b) 執行役員を兼務しない取締役のうち、社外取締役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。
- 3) 監査役の報酬に関する方針
- a) 監査役は、業績評価の対象外とし、金銭報酬のみとします。
- b) 監査役のうち、社外監査役に通常の職責を超える事項を依頼する場合は、独立性基準（役員報酬以外の報酬は年間1,000万円未満）を遵守した上で別途締結する契約に基づく顧問報酬等を支払うものとします。
- 4) 取締役ではない執行役員の報酬に関する基本方針
- a) 取締役ではない執行役員には、従業員給与に加えて執行役員手当を支給します。
- b) 取締役ではない執行役員の執行役員手当は、金銭報酬及び株式報酬で構成します。
- c) 執行役員手当は以下の4点を勘案して業績評価を行い、取締役会において決定します。
- ・ 担当部門の業績達成状況。
 - ・ 本人によるマーケティング又はイノベーションの成果。
 - ・ 担当業務の専門性及び本人の部門業績改善への貢献度。
 - ・ 役位及び当該役位における在任年数。
- なお、担当部門の目標を2期継続して未達成の場合及び重大な事故又は損失等を発生させた場合は、期中においても執行役員手当の支給を停止することができるものとします。
- ④ 役員報酬の決定方法
- 当社は、取締役の報酬に関して、委員長及び委員の過半数を独立社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を尊重の上、取締役会で決定しております。また、監査役の報酬は、株主総会で承認を受けた範囲内で、監査役の協議により決定しております。指名・報酬諮問委員会は、以下の内容について審議し、取締役会に答申しております。

- 1)取締役及び役付執行役員候補を指名するに当たっての方針と手続
- 2)取締役及び役付執行役員の選解任
- 3)取締役及び役付執行役員の報酬等を決定するに当たっての方針
- 4)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬の決定に関する方針
- 5)取締役及び役付執行役員の個人別の報酬
- 6)子会社の代表取締役及び監査役の選解任及び個人別の報酬
- 7)その他、前各号に関して取締役会が必要と認めた事項

⑤ 信託を用いた株式報酬制度の一部変更

令和元年12月20日開催の第53期定時株主総会において、株式報酬（B I P 信託）を従来の役位等に基づきポイントを付与する方式から業績連動型に変更することをご承認いただきました。

これは、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年9月30日で終了する事業年度において、第一条件として全社の売上高及び経常利益が増収増益で終了したこと、及び第二条件として当社単体の自己資本比率が80%超であったことを要件とし、全社業績目標（限界利益及び経常利益）の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の0%から120%の範囲でポイントを付与する方法への変更となります。

また、監査役会からの申し出を受け、令和2年1月度定例取締役会において監査役へのポイントを付与しないことを決議しております。当事業年度においては、変更後の制度に基づき株式報酬額を算定しております。

なお、取締役等に付与される1事業年度あたりのポイント総数の上限は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイントのままとし変更するものではありません。

⑥ 算定方法

$$\text{ポイント} = (\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{限界利益額の前年対比比率}) \\ + (\text{月額役員報酬額} \div \text{信託平均取得株価} \times 50\% \times \text{経常利益額の前年対比比率})$$

※1：信託平均取得株価とは、当該株式報酬（B I P 信託）の設定に際して、本信託により取得された会社株式の平均取得株価をいいます。

※2：限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額であり、製品ミックスにより変動します。当社は、限界利益率を重要な経営指標と見なしており、その目標値を60%に設定しています。

※3：限界利益及び経常利益の前年対比比率は、0%から120%の範囲で変動します。

※4：当事業年度における限界利益額の前年対比比率は106.3%、経常利益額の前年対比比率は112.1%です。

4-5. その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

4-6. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

地 位	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
取 締 役	飯 島 純 子	東京虎ノ門法律事務所	パートナー弁護士
取 締 役	甲 賀 伸 彦	税理士法人トップマネジメント	代表社員
取 締 役	加 藤 恵 一 郎	税理士法人加藤会計事務所	代表社員
監 査 役	浜 村 智 安	税理士法人浜村会計	代表社員
監 査 役	妙 中 茂 樹	税理士法人たえなか 妙中茂樹公認会計士事務所 株式会社デンキョーグループホールディングス	代表社員 所長 社外監査役

- (注) 1. 東京虎ノ門法律事務所と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
2. 税理士法人トップマネジメントと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
3. 税理士法人加藤会計事務所と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
4. 税理士法人浜村会計と当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。
5. 税理士法人たえなか、妙中茂樹公認会計士事務所及び株式会社デンキョーグループホールディングスと当社との間に、重要な取引その他特別な関係はありません。

なお、監査役妙中茂樹氏は、日本システム技術株式会社の社外監査役に就任しておりましたが、同社が令和6年6月に開催した定時株主総会終結の時をもちまして任期満了により退任いたしました。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

③ 各社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席回数		発言状況及び社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
飯島純子	取締役	13回/13回	—	コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続き及び役員報酬制度の検討・設計等について、コーポレート・ガバナンスに関する高い見識に基づいた客観的・独立的な見地の提言を行いました。指名・報酬諮問委員会の委員長として、当社の取締役及び監査役並びに経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
甲賀伸彦	取締役	13回/13回	—	T K C会員を増加させるための活動及び新たにT K C全国会に入会する税理士・公認会計士のフォロー活動について、T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員長としての経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地の助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
加藤恵一郎	取締役	12回/13回	—	T K C全国会の事業目的の実現に向けた運動について、T K C全国会の副会長としての経験と知見に基づいた客観的・独立的な見地の助言や提言を行いました。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。

氏名	地位	出席回数		発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
浜村 智安	監査役	13回／13回	5回／5回	税理士・監査役・会計参与として数多くの企業に携わり培ってきた経営管理の知見に基づき、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献しました。また、監査役会において、当社のコンプライアンス向上について適宜、必要な発言を行っております。
妙中 茂樹	監査役	10回／10回	4回／4回	社外監査役として多くの企業に携わり培ってきた取締役監査の知見に基づき、客観的・独立的な見地から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献しました。また、監査役会において、当社のコンプライアンス向上について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 監査役妙中茂樹氏は、令和5年12月15日開催の第57期定時株主総会において選任され、同日付で就任いたしました。就任日の令和5年12月15日から令和6年9月30日までの間における取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は4回です。

④ 親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 名称

EY新日本有限責任監査法人

5-2. 辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

5-3. 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5-4. 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

5-5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

5-6. 当事業年度に係る報酬等の額 46百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」(公益社団法人日本監査役協会)を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に従い同意しております。

5-7. 非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会 令和元年8月1日）」に基づいて、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として11百万円を支払っております。

5-8. 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

57百万円

5-9. 解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

- ~~~~~
- (注) 1. 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(令和6年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	40,491	流 動 負 債	16,895
現金及び預金	28,547	買掛金	2,934
売掛金	8,989	リース負債	37
契約資産	344	未払金	2,300
リース投資資産	37	未払法人税等	3,127
商品	161	未払消費税等	61
原材料及び貯蔵品	105	未払事業費	865
前払費用	1,366	前払引当金	1,189
未収金	35	前払賞与	392
貸倒引当金	924	工事損失引当金	241
	△20	工事損失引当金	5,680
固 定 資 産	75,549	固 定 負 債	1,234
有形固定資産	15,017	リース負債	7
建物	6,207	退職給付引当金	434
構築物	164	株式損失引当金	356
車両運搬具	5	リース負債	3
工具、器具及び備品	2,001	リース負債	432
土地	6,637	負 債 合 計	18,130
無形固定資産	7,885	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,908	株 主 資 本	95,404
ソフトウェア	4,955	資本	5,700
電話加入権	21	資本剰余金	5,409
その他	0	資本剰余金	5,409
投資その他の資産	52,645	利益剰余金	86,901
投資関係	21,326	利益剰余金	688
出資	1,289	利益剰余金	86,212
長期前払費用	9	別途積立金	77,157
長期前払費用	1,786	繰上利益剰余金	9,055
繰上税金資産	6,679	繰上利益剰余金	△2,606
繰上税金資産	20,000	繰上利益剰余金	2,505
長期リース投資資産	1,447	繰上利益剰余金	2,505
長期リース投資資産	7	純 資 産 合 計	97,910
貸倒引当金	107	負 債 及 び 純 資 産 合 計	116,040
	△8		
資 産 合 計	116,040		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	70,990
売上原価	19,415
売上総利益	51,575
販売費及び一般管理費	36,616
営業利益	14,958
営業外収益	
受取利息	80
受取配当金	523
受取地代家賃	156
助成金収入	7
その他	128
営業外費用	
賃貸料原価	101
その他	0
経常利益	15,752
特別利益	
固定資産売却益	1
特別損失	
固定資産除却損	39
その他	1
税引前当期純利益	15,713
法人税、住民税及び事業税	5,159
法人税等調整額	△617
当期純利益	11,171

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越 利益剰余金			
当期首残高	5,700	5,409	—	5,409	688	72,157	7,909	80,755	△2,604	89,260
当期変動額										
別途積立金の積立						5,000	△5,000	—		—
剰余金の配当							△5,025	△5,025		△5,025
当期純利益							11,171	11,171		11,171
自己株式の取得									△6	△6
自己株式の処分			0	0					4	4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	0	0	—	5,000	1,145	6,145	△1	6,143
当期末残高	5,700	5,409	0	5,409	688	77,157	9,055	86,901	△2,606	95,404

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額等 合計	
当期首残高	2,027	2,027	91,288
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△5,025
当期純利益			11,171
自己株式の取得			△6
自己株式の処分			4
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	478	478	478
当期変動額合計	478	478	6,621
当期末残高	2,505	2,505	97,910

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式
移動平均法による原価法
- (2) 満期保有目的の債券
償却原価法
- (3) その他有価証券
 - ① 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
 - ① ソフトウエア
 - 1) 市場販売目的のソフトウエア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - 2) 自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間を5年とする定額法

- ② その他
定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

(5) 工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

(6) 保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

(1) 情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

(2) ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っている判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

(3) コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別しております。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識しております。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断しております。

(4) オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別しております。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断しております。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社の履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っていると判断しております。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

II 会計上の見積りに関する注記

連結注記表「III 会計上の見積りに関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	19,222百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
(1) 関係会社に対する短期金銭債権	42百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債務	360百万円

IV 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高	78百万円
(2) 仕入高	3,034百万円
(3) 営業費用	2,856百万円
(4) 営業取引以外	125百万円

V 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数	普通株式	1,019,246株
------------------	------	------------

VI 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

ソフトウェア制作費等	3,254百万円
賞与引当金	1,732百万円
退職給付引当金	132百万円
退職給付信託	1,881百万円
未払事業税	180百万円
投資有価証券評価損	216百万円
賞与引当金に対応する法定福利費	265百万円
資産除去債務	109百万円
減損損失	113百万円
株式給付引当金	108百万円
その他	371百万円
小計	8,365百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△565百万円
評価性引当額小計	△565百万円
繰延税金資産合計	7,799百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	32百万円
その他有価証券評価差額金	1,088百万円
繰延税金負債合計	1,120百万円
繰延税金資産の純額	6,679百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

Ⅶ 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	アイ・モバイル(株)	東京都 渋谷区	100	情報提供 サービス業	(所有) 直接30.0	ホームペー ジサービス 開発・保守 の委託	資金の回収 (注) 利息の受取 (注)	65 0	貸付金	-

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	税理士法人 加藤会計事 務所 (注2)	北海道 札幌市	6	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	25	売掛金	3
	税理士法人 大藤会計事 務所 (注3)	宮城県 仙台市 宮城野 区	9	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	18	売掛金	1
	税理士法人 トップマネ ジメント (注4)	北海道 釧路市	9	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	31	売掛金	2
	税理士法人 浜村会計 (注5)	栃木県 宇都宮 市	3	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	22	売掛金	1
	税理士法人 たえなか (注6)	大阪府 大阪市	9	税理士 法人	-	情報処理の 受託等	情報処理の 受託等 (注1)	12	売掛金	1

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。
2. 当社取締役加藤恵一郎氏の共同設立法人であります。
3. 当社相談役角一幸氏(当社元取締役)の近親者の共同設立法人であります。
4. 当社取締役甲賀伸彦氏の共同設立法人であります。
5. 当社監査役浜村智安氏の共同設立法人であります。
6. 当社監査役妙中茂樹氏の共同設立法人であります。

Ⅷ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,877円56銭
2. 1株当たり当期純利益	214円23銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬B I P信託導入に伴い設定された役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、203,800株であります。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、204,588株であります。

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

X 収益認識に関する注記

連結注記表「Ⅸ 収益認識に関する注記」に記載している内容と同一のため、記載を省略しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年11月13日

株式会社 T K C
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TKCの令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結貸借対照表

(令和6年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	46,672	流動負債	19,347
現金及び預金	33,697	買掛金	3,072
受取手形	23	電子記録債務	791
売掛金	9,671	1年内返済予定の長期借入金	71
契約資産	344	リース債務	156
リース投資資産	37	未払金	2,567
商品及び製品	346	未払法人税等	3,193
仕掛品	39	未払消費税等	948
原材料及び貯蔵品	156	契約負債	1,189
その他	2,375	賞与引当金	6,238
貸倒引当金	△20	工事損失引当金	13
固定資産	78,209	その他	1,105
有形固定資産	17,094	固定負債	3,357
建物及び構築物	7,280	リース債務	244
機械装置及び運搬用具	488	退職給付に係る負債	2,251
工具、器具及び備品	2,061	株式給付引当金	356
土地	6,915	保証損失引当金	3
リース資産	323	その他	501
その他	25	負債合計	22,705
無形固定資産	8,064	(純資産の部)	
ソフトウェア	3,027	株主資本	100,519
ソフトウェア仮勘定	5,012	資本金	5,700
その他	24	資本剰余金	6,286
投資その他の資産	53,049	利益剰余金	91,138
投資有価証券	21,604	自己株式	△2,606
関係会社株式	96	その他の包括利益累計額	1,657
長期貸付金	9	その他有価証券評価差額金	2,543
繰延税金資産	7,698	退職給付に係る調整累計額	△885
長期預金	20,200	純資産合計	102,176
差入保証金	1,539	負債及び純資産合計	124,882
長期リース投資資産	7		
その他	1,901		
貸倒引当金	△8		
資産合計	124,882		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	75,219
売上原価	21,571
売上総利益	53,647
販売費及び一般管理費	38,141
営業利益	15,505
営業外収益	
受取利息	81
受取配当金	231
受取地家賃	41
助成金収入	7
持分法による投資利益	37
その他	131
営業外費用	
支払利息	0
為替差損	0
その他	0
経常利益	16,035
特別利益	
固定資産売却益	1
投資有価証券売却益	14
特別損失	
固定資産除却損	40
その他	1
税金等調整前当期純利益	16,009
法人税、住民税及び事業税	5,319
法人税等調整額	△584
当期純利益	11,274
親会社株主に帰属する当期純利益	11,274

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(令和5年10月1日から令和6年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,700	6,286	84,890	△2,604	94,271
当期変動額					
剰余金の配当			△5,025		△5,025
親会社株主に帰属する当期純利益			11,274		11,274
自己株式の取得				△6	△6
自己株式の処分		0		4	4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	0	6,248	△1	6,247
当期末残高	5,700	6,286	91,138	△2,606	100,519

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	2,070	△1,033	1,036	95,308
当期変動額				
剰余金の配当				△5,025
親会社株主に帰属する当期純利益				11,274
自己株式の取得				△6
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	472	148	620	620
当期変動額合計	472	148	620	6,868
当期末残高	2,543	△885	1,657	102,176

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称
 - 株式会社 T L P
 - 株式会社 スカイコム
 - T K C 保安サービス株式会社
 - T K C カスタマーサポートサービス株式会社
 - 株式会社 T K C 出版

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
 - アイ・モバイル株式会社
 - アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
 - 1) 満期保有目的の債券
 - 償却原価法
 - 2) その他有価証券
 - a. 市場価格のない株式等以外のもの
 - 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 市場価格のない株式等
 - 移動平均法による原価法
 - ②棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 商品・原材料
 - 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 2) 製品
 - 主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 3) 仕掛品
 - 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 4) 貯蔵品
 - 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法

2) その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬B I P信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

④工事損失引当金

受注に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において進行中の業務のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合、損失見込額を引当金として計上しております。

⑤保証損失引当金

保証等による損失に備えるため、被保証先の財政状況を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティング・サービスの提供、サプライ用品及びオフィス機器の販売を行っております。それぞれ以下のとおり収益を認識しております。これらの収益は、契約に基づき顧客から受け取る対価の額により計上しておりますが、リベート及び返品等がある場合は、これを控除した金額で計上しております。

①情報処理サービスの提供

情報処理サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、データの計算及び保管、帳票の印刷サービス等の提供を履行義務として識別しております。

情報処理サービスの提供は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が製品を検収した時や契約の効力が確定した時等と判断しております。

②ソフトウェアの提供

ソフトウェアの提供においては、販売用ソフトウェアやレンタルソフトウェアの提供、受注制作ソフトウェアの提供等を履行義務として識別しております。

ソフトウェアの提供の履行義務のうち、システムに有効期間があるものは、有効期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該有効期間にわたって収益を認識しております。

受注制作ソフトウェアについては、開発の進捗に従って履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、その請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができる場合には、充足された履行義務の進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する総原価を、信頼性をもって見積ることができない場合は、発生したコストの範囲で収益を認識（原価回収基準）しております。

上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客がソフトウェアを検収した時や、契約で指定された利用開始日等と判断しております。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断していません。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定していません。

③コンサルティング・サービスの提供

コンサルティング・サービスの提供においては、ソフトウェア導入時のサポートサービスや、ヘルプデスクサービス等を履行義務として識別していません。

ヘルプデスクサービスについては、契約で指定された期間にわたりサービスを提供する義務を負っていません。当該履行義務は、契約期間の経過とともに履行義務が充足されるため、当該契約期間にわたって収益を認識していません。上記以外の履行義務は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、サービスの提供を完了した時点等と判断していません。

④オフィス機器及びサプライ用品の販売

オフィス機器及びサプライ用品の販売においては、コンピュータ会計用品やオフィス機器の販売を履行義務として識別していません。

オフィス機器及びサプライ用品の販売は、履行義務を充足した一時点で収益を認識しており、履行義務の充足時点は、顧客が商品を検収した時や、出荷した時等と判断していません。出荷した時という判断は、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用したものです。

一部の取引については、当社グループの履行義務が、他の当事者により商品が提供されるように手配することであり、代理人として取引を行っているとは判断していません。これら代理人取引は、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により収益を算定していません。

- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度を適用していません。

II 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の「投資有価証券売却益」は15百万円であります。

Ⅲ 会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェアに係る収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
売上高	204

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

売上高は、受注制作ソフトウェアの請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができる場合、測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、請負金額または完成までに要する原価総額を信頼性をもって見積ることができない場合は、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②主要な仮定

原価総額の見積りは、受注制作ソフトウェアの請負契約ごとのスケジュールや開発工数、そして投入する開発人員が、適正かつ妥当であることを確認したうえで、請負契約ごとの開発工数に工数あたりの単価を乗じて算出しております。

なお、原価総額の見積りは、プロジェクトの開発計画の見積り開発工数と実績開発工数を定期的にモニタリングすることにより見直しを実施しております。③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社は、見積原価と発生原価の比較や、その時点でのプロジェクトの進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した契約の原価総額は妥当なものと考えておりますが、将来の状況変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社グループが認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

Ⅳ 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

25,227百万円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(百株)	当連結会計年度増加株式数(百株)	当連結会計年度減少株式数(百株)	当連結会計年度末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	531,664	—	—	531,664
合計	531,664	—	—	531,664
自己株式				
普通株式	10,197	17	22	10,192
合計	10,197	17	22	10,192

- (注) 1. 普通株式の自己株式における株式数17百株の増加は、単元未満株式の買取り17百株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数22百株の減少は、単元未満株式の売渡し0百株、役員報酬B I P信託による給付22百株であります。
3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式2,038百株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
令和5年12月15日 定時株主総会	普通株式	2,669	51.00	令和5年9月30日	令和5年12月18日
令和6年5月10日 取締役会	普通株式	2,355	45.00	令和6年3月31日	令和6年6月11日

- (注) 1. 令和5年12月15日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。
2. 令和6年5月10日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和6年12月20日 定時株主総会	普通株式	2,879	利益剰余金	55.00	令和6年9月30日	令和6年12月23日

(注) 令和6年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	－	－	－
其他有価証券	21,041	21,041	－
(2) 長期預金	20,200	19,555	△644
資産計	41,241	40,596	△644

- (注) 1. 現金及び預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、受取手形、売掛金、買掛金、未払金は、主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額562百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額96百万円）は、市場価格のない株式等であるため、資産の「（1）投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（令和6年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,157	－	－	8,157
社債	－	12,884	－	12,884
資産計	8,157	12,884	－	21,041

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（令和6年9月30日現在）

区分	時 価 (百万円)			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期預金	－	19,555	－	19,555
資産計	－	19,555	－	19,555

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブの時価評価により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,959円39銭
- 1株当たり当期純利益 216円21銭

(注) 1株当たり情報の算定に用いられた期末自己株式数及び期中平均株式数は、役員報酬B I P信託導入に伴い設定された役員報酬B I P信託口が所有する当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、203,800株であります。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、204,588株であります。

Ⅷ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

Ⅸ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、主に顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	
コンピューター・サービス収入	17,300	9,471	－	26,771
ソフトウェア売上高	20,040	8,122	－	28,163
コンサルティング収入	7,591	1,093	－	8,684
オフィス機器売上高	4,510	3,067	－	7,578
会計用品売上高	1,024	－	－	1,024
印刷関連サービス収入	－	－	2,997	2,997
外部顧客への売上高	50,467	21,754	2,997	75,219

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「Ⅰ 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、当社グループが顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する当社グループの権利であります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で売掛金に振り替えられます。売掛金は、契約ごとに定められた期間内に受領しております。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する当社及び連結子会社の義務に対して、顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は、1,022百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は、3,286百万円であります。当該残存履行義務については、期末日後概ね5年以内に収益を認識することを見込んでおります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和6年11月13日

株式会社 T K C
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 本 多 茂 幸
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯 塚 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社TKCの令和5年10月1日から令和6年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの第58期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年11月14日

株式会社 T K C 監査役会

常勤監査役	宮	下	恒	夫	㊟	
常勤監査役	五	十	嵐	康	生	㊟
社外監査役	浜	村	智	安	㊟	
社外監査役	妙	中	茂	樹	㊟	

以 上

ご参考

ウェブサイトのご案内

当社のホームページでは、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくため、最新の情報ははじめ、業績・財務データ、歴史、社会・環境への取り組みなど様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

<https://www.tkc.jp/company/top/>



定時株主総会会場ご案内図

会場

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
 当社栃木本社別館 6階会議室

交通

- JR宇都宮線・JR東北新幹線 : JR宇都宮駅下車
 JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より
 関東バス「長坂經由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
 「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）
- 東武宇都宮線 : 東武宇都宮駅下車
 「東武宇都宮駅前」バス停より
 関東バス「長坂經由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
 「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。